１　計画の前提条件

（１）計画改定の目的

日本平公園は、静岡市街地の中央部に位置する有度丘陵の頂上付近から、360 度のパノラマが展望できる公園です。この優れた眺望景観の価値の重要さから、公園計画区域の約半分が文化財保護法による「名勝」に指定されています。

これまでは、2008（平成 20）年 3 月に策定した日本平公園基本計画に基づき、名勝の保存に配慮した公園として、日本平夢テラス等の展望施設や、富士山や清水港・三保方面の眺望を楽しめる芝生広場の整備、眺望観賞の支障となっている電線の地中化など、眺望観賞のための整備を進めてきました。

名勝日本平の本質的な価値は、優れた四周の眺望とそれを取り巻く周辺の自然や歴史、人々の営みが重なり合って形成されている景観＝「風景」であり、この風景にまつわる自然環境、地域の歴史や文化などを知ることによって、より深い感動をもたらすものです。

しかし、現在の日本平公園は、展望施設からの眺望観賞を目的とした短時間の利用が中心となっており、来訪者が名勝日本平の本質的な価値である「風景」を十分に享受できているとは言えません。

今後は、この名勝の「風景」を、眺望観賞だけではなく、市民や観光客の憩いや体験、地域の観光振興のために最大限に活用していく必要があります。また、整備開始から 15 年以上が経過し、公園の早期供用に向けた施設整備を進めるとともに、名勝の価値を将来に渡って適切に保存していくことも求められており、老朽化していく施設の更新や修繕に加えて、多様化する来訪者の憩いや余暇の過ごし方、アクティビティの需要等に応じたサービスを提供していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、名勝日本平の価値＝「風景」を適切に保存しながら、多くの人に体感してもらえる公園とするため、基本計画の改定を行います。

（２）公園の概要

１）公園の立地

日本平公園は、静岡市駿河区と清水区に跨る標高約 300 メートルの有度丘陵の山頂付近にあります。主なアクセス手段は自動車で、主要な鉄道駅からは約 30 分、東名高速道路日本平久能山スマートインターチェンジからは約 20 分で利用でき、県外からのアクセスも容易な立地です。

近年は、清水港の外国クルーズ船の寄港数が増加しており、世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原や国宝久能山東照宮と併せて、観光来訪者も利用しやすい立地となっています。



図１　日本平公園の位置

２）都市計画上の位置付け

日本平公園は、1937（昭和 12）年に、面積 88.5 ヘクタールの区域が都市計画公園の区域として定められ、公園として整備することが決定しました。

都市計画とは、市町村等の自治体が、良好な都市環境を形成していくため、住宅や商業施設、工場等を集約する区域や、その区域内での建築物の高さ制限や容積率等を決めることにより、まちづくりを誘導することを目的として定める計画です。この都市計画には、道路や下水道等の都市に不可欠な施設を整備する区域をあらかじめ定めておくことで、必要な施設を優先的、かつ計画的に整備することができます。公園も都市に必要な施設であり、都市計画に整備すべき区域を定めています。

日本平公園の種別は風致公園で、都市の風致の保全と活用を目的とした公園です。

「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のことで、日本平公園を含む有度丘陵の全域は、1933（昭和８）年に風致の維持が必要な区域として、都市計画の風致地区にも定められています。

静岡都市計画公園事業　７・７・２号　日本平公園
種　　別：　特殊公園（風致公園）
告示年月日：　1937（昭和 12）年４月９日
面　　積：　88.5ha　（内、供用面積：　11.38ha）

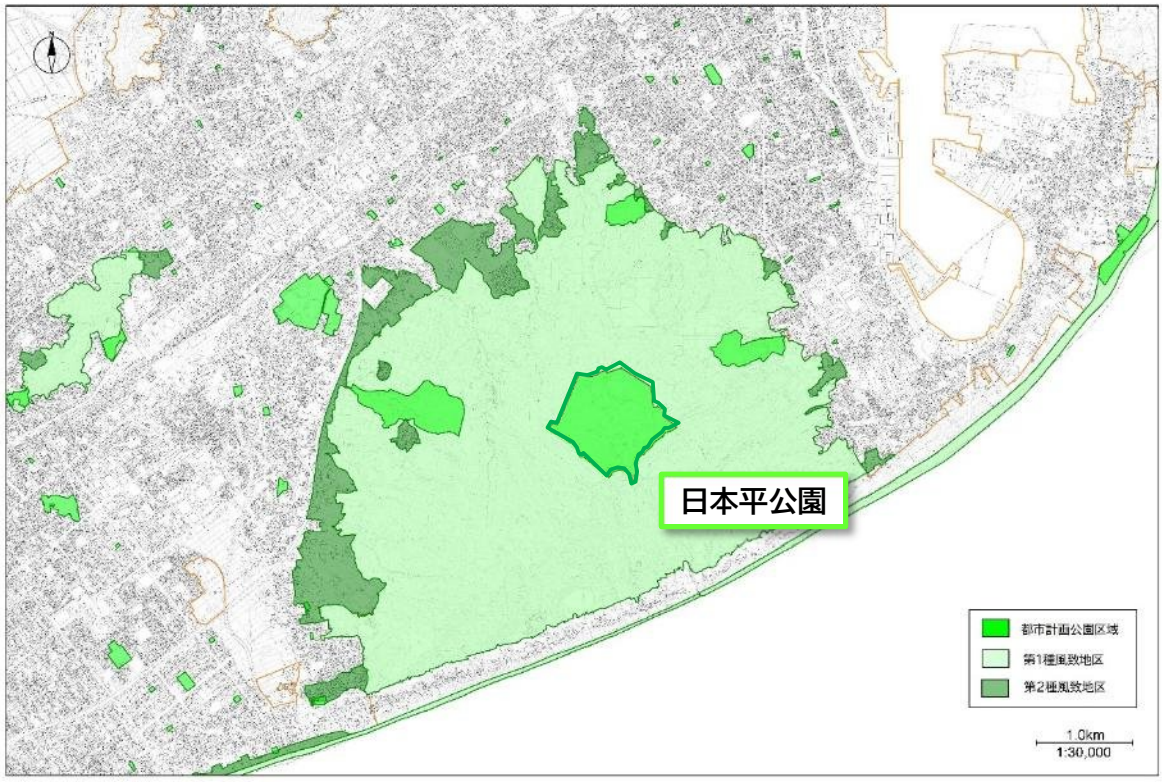


図２　都市計画公園と風致地区の指定区域

3）都市計画公園区域の整備状況

日本平公園の都市計画公園区域の整備状況は、次に示すとおりです。

静岡市では、図３の赤枠の区域について、日本平公園基本計画に基づき整備を実施しており、2025（令和６）年度末までに、約 12 ヘクタールを市の都市公園として供用しています。県営駐車場や中央の広場・梅園等は、市が日本平公園の整備に着手する前に静岡県が県立自然公園の施設として整備したもので、現在も県が管理する施設として供用されています。

緑枠の都市計画公園区域内には、日本平ホテルや日本平ロープウェイ、ゴルフ場等の民間施設が立地しており、日本平山頂付近の観光やレクリエーション利用を促進しています。

日本平夢テラスは、2018（平成 30）年 11 月に静岡県と静岡市の協同で整備した展望施設で、建物（シンボル施設）は県立自然公園の施設として、屋外の展望回廊は市の公園施設として整備し、それぞれで管理を行っています。

静岡市では、現在、富士山方向の景観の阻害要因となっている芝生広場外周の電線の地中化や未整備区域の土地の取得、外周道路の整備などを行っており、今後は一つの公園として利用できるよう、整備を進めていく方針です。

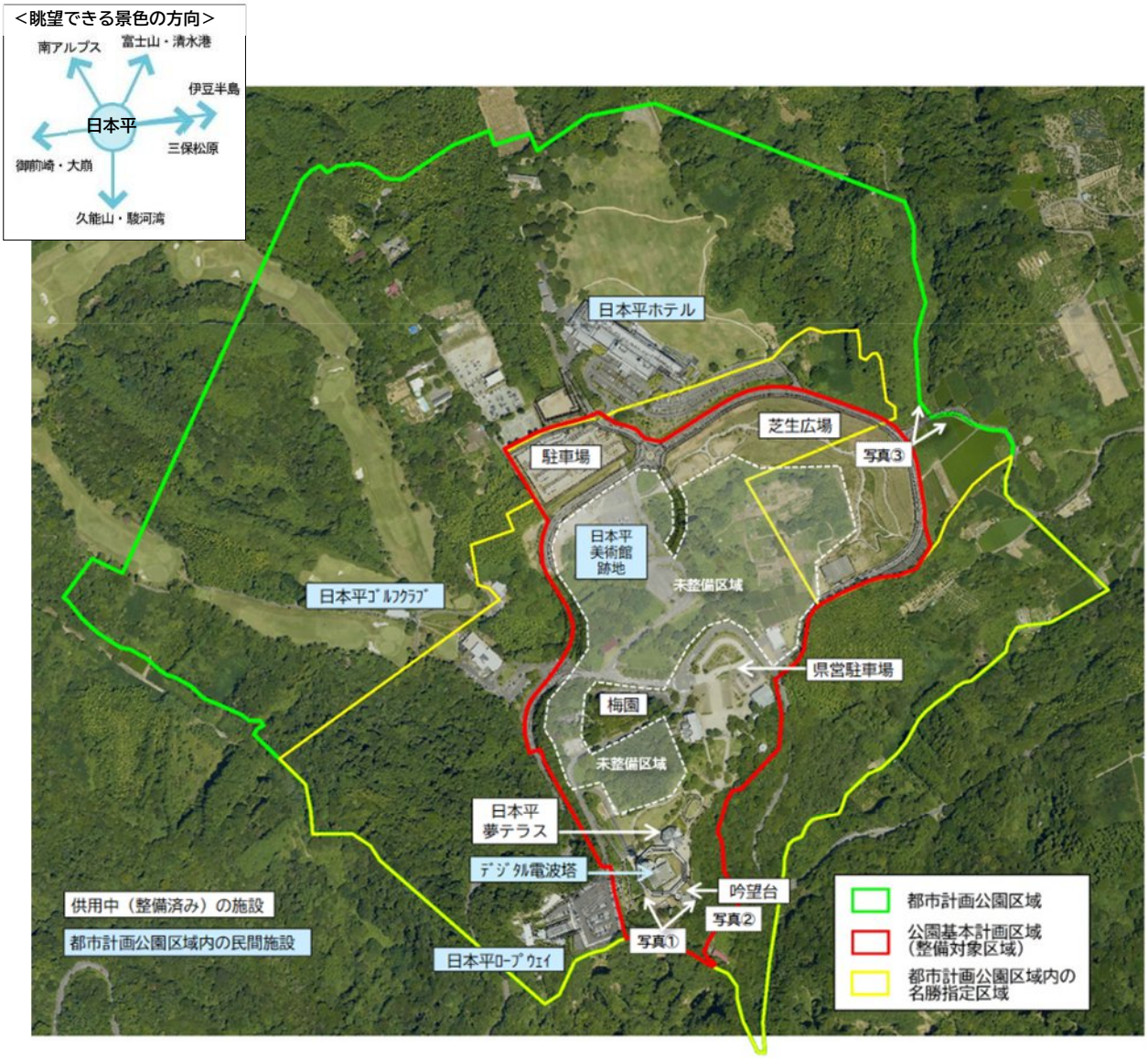
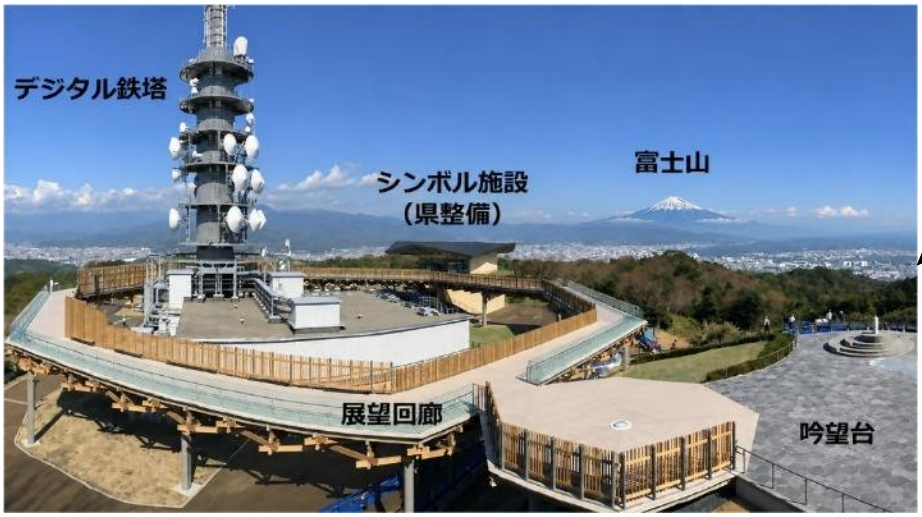


図３　都市計画公園区域の整備状況



【写真①】 日本平夢テラスからの眺望



【写真②】 吟望台の石碑
名勝指定のきっかけを作った
「徳富蘇峰」が選定した
眺望地点の一つ



【写真③】 芝生広場からの眺望

４）公園計画の策定経緯

日本平は、1937（昭和 12）年の日本平公園の都市計画決定後も、富士山の展望地として全国的に周知され、特に戦後の観光開発によって、多い年には年間 280 万人もの人が訪れる観光地に発展しました。

一方、都市公園としての整備は、長らく未着手の状態が続き、1992（平成４）年に静岡県により「日本平公園基本構想・基本計画」が策定されましたが、その後も整備が進められてきませんでした。

2005（平成 17）年に、静岡市が政令指定都市となり、整備主体が旧清水市から静岡市に移ったことを機に、2008（平成 20）年３月に、都市計画公園区域内の特に利用を推進する区域について公園基本計画を策定し、適宜、計画の見直しを行いながら、公園の整備を実施しています。

表１　公園計画の策定経緯

計画等の名称	策定時期	策定主体	区域	主な目的
日本平公園都市計画	1937 年 (昭和 12)	静岡県	88.5ha	名勝仮指定(1932)、風致地区指定(1933)後に決定
日本平公園 基本構想・基本計画	1992 年 （平成４）	静岡県	88.5ha	都市計画決定後、日本平公園についての初めての計画
日本平山頂部 展望施設等整備調査	2003 年 （平成 15）	旧静岡市 旧清水市	有度山 一帯	有度山の土地活用の見直しが主体 山頂部 88.5ha のゾーニングの見直し
日本平公園基本構想	2006 年 （平成 18）	静岡市	88.5ha	山頂部展望施設等整備調査で取り上げていない内容の検討
日本平公園基本計画	2008 年 （平成 20）	静岡市	88.5ha (33.0ha)	公園整備計画の具体化・現実化に向けた課題整理、解決方策の検討を実施
日本平公園基本計画改定等	2015 年 （平成 27）	静岡市	33.0ha の 一部	日本平夢テラス整備に伴う基本計画の見直し 山頂部基本設計の見直し
日本平公園基本計画改定	2022 年 （令和４）	静岡市	33.0ha の 一部	施設整備の進捗や諸条件変更に伴う見直し

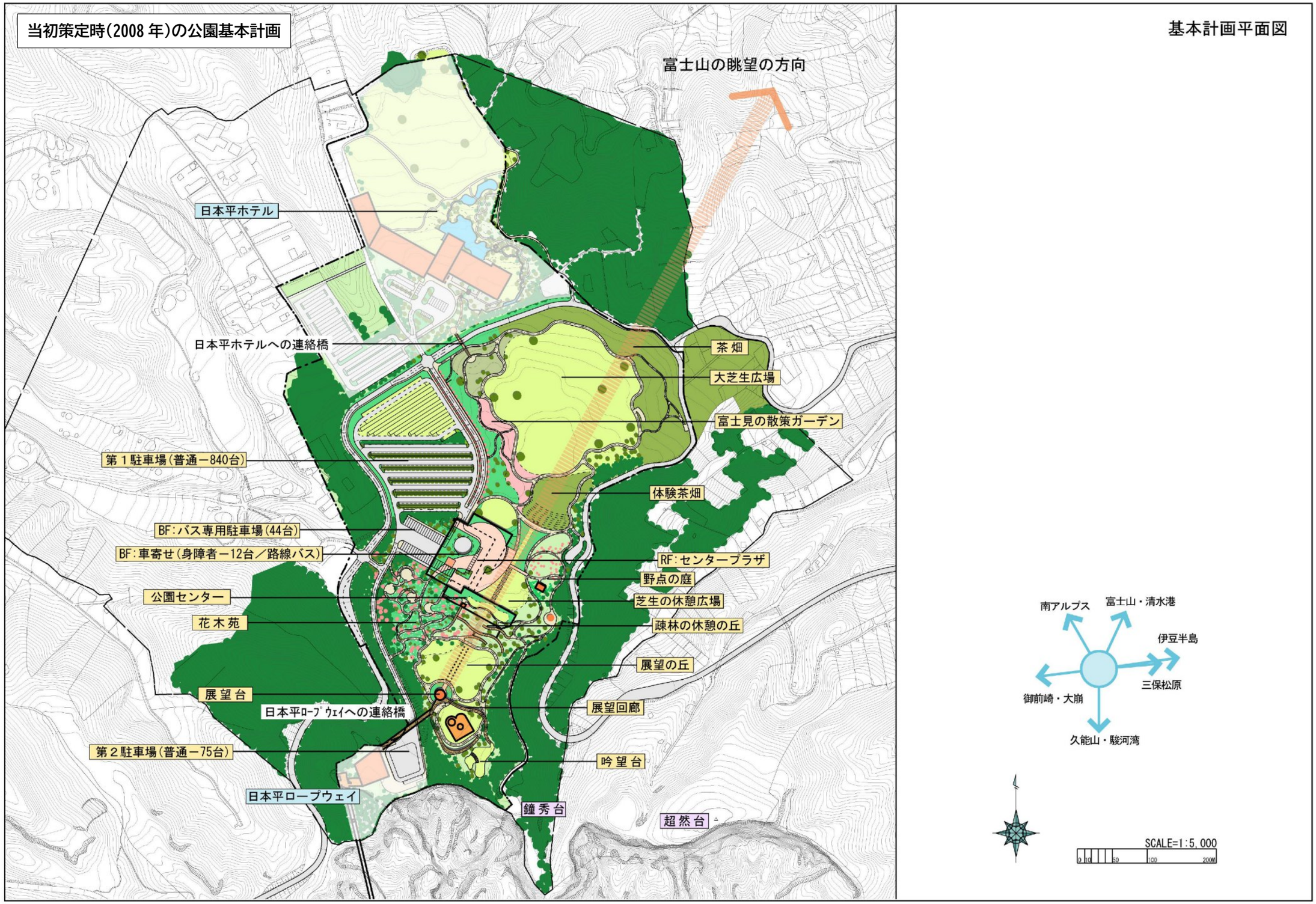


図４　当初の公園基本計画図（2008（平成 20）年 策定）

現在(2022 年)の公園基本計画



図５　現在の公園基本計画図（2022（令和４）年 改定）

現在(2026 年)の公園整備状況

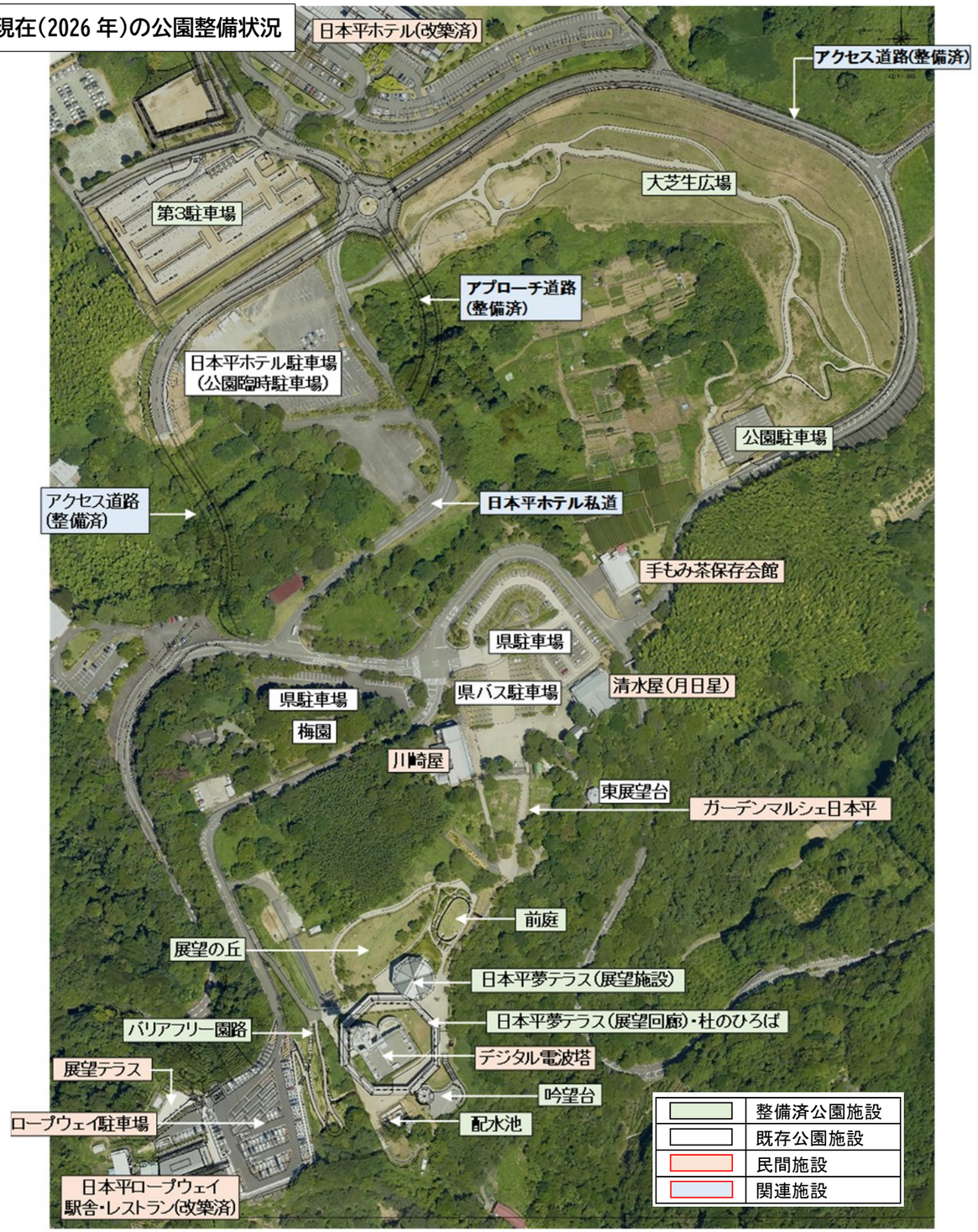


図６　現在の公園整備状況（2020（令和２）年 航空写真画像使用）

（３）計画条件の整理

１）計画改定の対象

日本平公園基本計画は、公園を整備する際の基本的な方針や主な施設の配置等を定めた計画です。当初計画の策定以降も、2015（平成 27）年には日本平夢テラスの整備計画に伴う見直し、2022（令和４）年には施設整備の進捗や諸条件の変更に伴う見直しを行っており、必要に応じて計画内容を改定しながら整備を進めてきました。

しかし、整備開始から 15 年以上が経過し、人々の余暇の過ごし方や観光ニーズの多様化、名勝の活用に対する認識の高まり、公民連携による持続的な公園運営への期待など、日本平公園が取り組むべき課題が変化しています。これまでの整備成果を継承しながらも、さらに多くの人に親しまれる公園とするには、今後の施設整備の方針を再構築する必要があります。

そこで、現在の基本計画に基づく整備対象の区域を対象として、今後の日本平公園が目指す将来像や将来像の実現に向けた整備方針の見直しを行い、公園基本計画を改定することとしました。

２）「日本平公園基本計画改定専門委員会」の設置

計画改定にあたっては、名勝の活用や持続的な公園管理運営の実現、公園事業による観光振興への貢献など、日本平公園が今後取り組むべき課題に対応するため、関係する分野についての専門的、先進的な知見を踏まえた検討が必要です。

2024（令和 6)年から 2026（令和８）年にかけて「日本平公園基本計画改定専門委員会」を開催し、関係する分野の学識者や地域の関係者からご意見をいただき、検討を行いました。

表２　「日本平公園基本計画改定専門委員会」の開催概要

	開催日	主な議題
第１回	2024（令和６）年 ５月 16 日（木）	・公園の概要、現行基本計画の概要 ・見直しの前提条件、検討を要する事項
第２回	2024（令和６）年 ９月 12 日（木）	・基本計画改定の方向性 ・基本計画改定にあたっての重要検討項目
第３回	2025（令和７）年 ２月 18 日（火）	・アンケート調査結果の概要 ・導入機能、施設のイメージ案
第４回	2025（令和７）年 ６月５日（木）	・施設概要、施設配置計画 ・整備、運営の基本的な考え方
第５回	2026（令和８）年 ５月 15 日（金）	・基本計画改定（案）

表３　「日本平公園基本計画改定専門委員会」委員一覧

役　職	氏　名	専門分野	所属等
委員長	五十嵐　誠	行政	一般社団法人日本造園建設業協会　相談役
副委員長	森田　明雄	農業・環境	静岡大学　農学部　教授
	石山　千代	観光	國學院大學　観光まちづくり学部 地域マネジメント研究センター　准教授
	小野　良平	風景計画 地域振興	立教大学　観光学部　教授
	寒竹　伸一	ランドスケープ	静岡文化芸術大学　名誉教授
	平松　玲治	ﾊﾟｰｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ PPP／PFI	一般財団法人公園財団　開発研究部長
	舩戸　修一	コモンズ	静岡文化芸術大学　文化政策学部　教授
	森川　高行	交通計画	名古屋大学未来社会創造機構 モビリティ社会研究所　特任教授
	池谷　則義	地域プレイヤー	日本平久能山観光協会　会長 （株式会社日本平ホテル常務取締役副総支配人）
	石上　順也	地域プレイヤー	日本平久能山観光協会　副会長 （静岡鉄道株式会社日本平ロープウェイ営業所担当課長） ※第１回、第２回、第３回
	関　貴夫	地域プレイヤー	日本平久能山観光協会　副会長 （静岡鉄道株式会社日本平ロープウェイ営業所副所長） ※第４回、第５回

３）名勝日本平保存活用計画との整合

日本平は、戦後の大規模開発が進み始めた 1959（昭和 34）年に国の名勝に指定されました。

1983（昭和 58）年には、当時の名勝の管理団体であった旧清水市が「名勝日本平保存管理計画」を策定しました。この計画は、名勝の保存に重点を置き、名勝地内での現状変更行為を原則として禁止するなど、現状を維持することを基本としたものでした。

その後、2008（平成 20）年に、名勝地を含む区域の公園整備を目的とした「日本平公園基本計画」が策定されるなど、名勝の管理において、現状を保存するだけでなく、名勝本来の価値を高め、その価値を来訪者が十分に享受できる環境を整備することの重要性が高まりました。こうした考え方を踏まえ、2010（平成 22）年には保存管理計画が改定され、現状変更規制地区の種別や規制基準が見直されるとともに、名勝の保存や活用に必要な行為が、現状変更行為の許可対象として明記されました。

さらに、少子高齢化の進行による文化財保護の担い手の減少や、文化財を活用した地域活性化への認識の高まりなど、名勝を取り巻く状況の変化を踏まえ、2026（令和８）年３月に、静岡市は新たに「名勝日本平保存活用計画」を策定しました。

この計画の策定に当たっては、既に日本平公園基本計画の改定にも着手していたことから、両計画の趣旨を踏まえ、名勝の保存と活用に関する方向性を共有し、相互に整合を図っています。

新たな保存活用計画では、良好な観賞環境の維持・向上を図るため、必要な管理行為や整備を積極的に行うことを認め、日本平公園などの公園計画に基づく行為についても、現状変更行為の許可対象として明記しています。また、名勝の保存管理区分については、既存計画の種別を基本的に維持しつつ、今後、種別や名勝の指定範囲の変更を検討することとしています。

このため、今後の日本平公園の整備に当たっては、名勝の価値である風景の観賞環境を維持・向上させるとともに、眺望地点のさらなる活用を図るなど、名勝の保存と活用の両立に取り組む必要があります。

＜名勝日本平保存活用計画　P.117-122（抜粋）＞

第６章　　保存・活用の理念と基本方針

第１節　　保存・活用の理念

古来の伝説に彩られ近代に見いだされた「天下の絶景」の魅力を将来に活かす

日本平は、ヤマトタケル伝説が残る眺望地点であり、近代になり徳富蘇峰により見いだされ、「天下の絶景」と評され全国的に有名となった。契機は蘇峰であったが、これを好機ととらえ「日本百景」として推し上げ、観光資源へ磨きあげたのは昭和２年の市民と行政の連携であった。それから約 100 年が経ち、今また改めて日本平の価値を再認識し、その特質を伝えるとともに、観賞者がその価値を実感する場所として、その魅力を未来へ活かすことを目標とする。

第２節　保存と活用の基本方針

名勝日本平を良好な形で将来へ継承するための保存活用策を明らかにし、国民の財産としての名勝日本平の価値を的確に伝えるとともに、観賞者が現地でその価値を豊かに実感するために、保存活用の理念に基づき、次のように基本方針を定める。

１　眺望特性の普及

山頂及び名勝内の４つの視点場（吟望台、鐘秀台、超然台、望嶽台）からの環境を良好に保全し、「富士山及び 360 度のパノラマ景観」を将来にわたって確保する。また名勝日本平の重要な景観要素である「茶畑越しの清水港と富士山」の景観を保全するため、視点場から見える茶畑の積極的な維持管理を行う。

２　自然環境・稜線美の保全

日本平そのものが持つ自然環境と丘陵としての稜線美を維持する。日本平は、静岡市内の市街地のどこからでも「見られる丘陵」でもあり、市民は日々の暮らしの中で、たおやかで緑豊かなその山容を望むことができる。この「見る丘陵」「見られる丘陵」のどちらの視点においても、その丘陵の地形と稜線の景観美を保全する。

３　日本平公園の環境整備

展望を楽しむための展望施設、休憩所、ビジターセンター、駐車場などの公園施設を整備し、名勝の価値をより豊かに実感できる「風景美術館」日本平公園を整備する。来訪者が公園内を周遊し、日本平「八景」ともいえる魅力的な風景の探勝及びレクリエーションも堪能できる整備をし、将来にわたって日本平の良質な眺望と公園環境を確保する整備・管理とその維持体制をつくる。

第７章　保存管理

第１節　保存管理の方向性

名勝日本平の本質的価値を守るため、保存管理の方向性を定め、利用制限を課す必要がある。

第２節　保存管理区分

１　名勝の保存管理区分

指定地内の本質的価値を恒久的に保存するため、既存の『名勝日本平保存管理計画』（平成 22 年）にて設定した規制区分の種別、「特別地区（A 地区）」と「保全地区（B 地区）」を基本的に維持しつつ、以下の事項に関しては、種別や指定範囲の変更について検討をする。

２　追加指定等の検討（指定範囲の変更（追加指定（案）及び一部指定解除）

（１）追加指定範囲について

①名勝日本平の指定範囲について、日本平公園内の北東、大芝生広場の外周道路周辺の一部が名勝指定範囲の外となっている。この場所は、富士山眺望方向であり、山頂から緩く下った公園の末端部分で、外周道路は茶畑に面している。日本平の本質的価値である「茶畑越の清水港と富士山が望むことができる素晴らしい眺望地点」の一つであり、平成 22 年作成の「保存管理計画」の表紙の写真にもなった日本平を代表する重要な場所の一つであり、当該地を保護する必要があり、追加指定を検討する。

②徳富蘇峰が命名した４つの眺望地点の内の一つの「望嶽台」については、現在名勝指定範囲の外となっている。日本平観光開拓の端緒となった、旧道（清水日本平線）沿いにある「望嶽台」眺望地点についても、指定範囲を検討する必要がある。

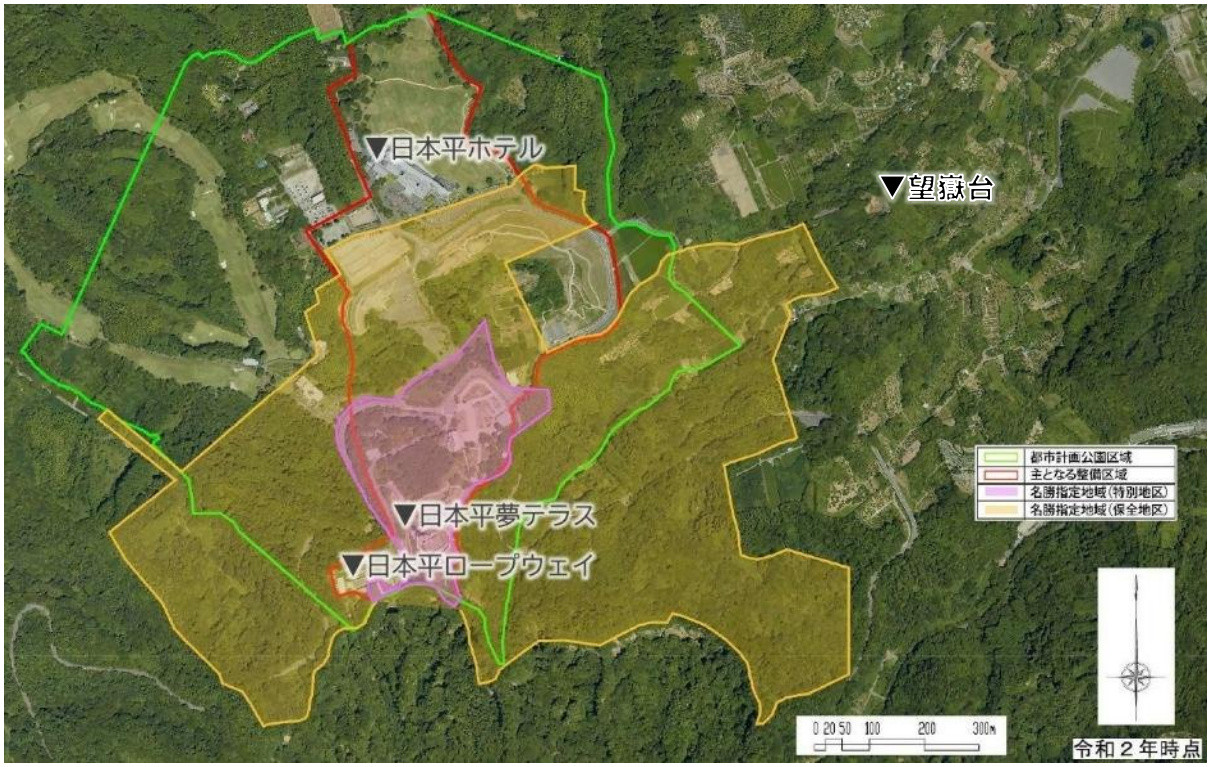
（２）一部指定解除について

一方、日本平の眺望と関わりが少ない箇所については、指定解除を検討し、積極的な民間活用の妨げとならないようバランスを図る。

３　規制種別の範囲の変更について

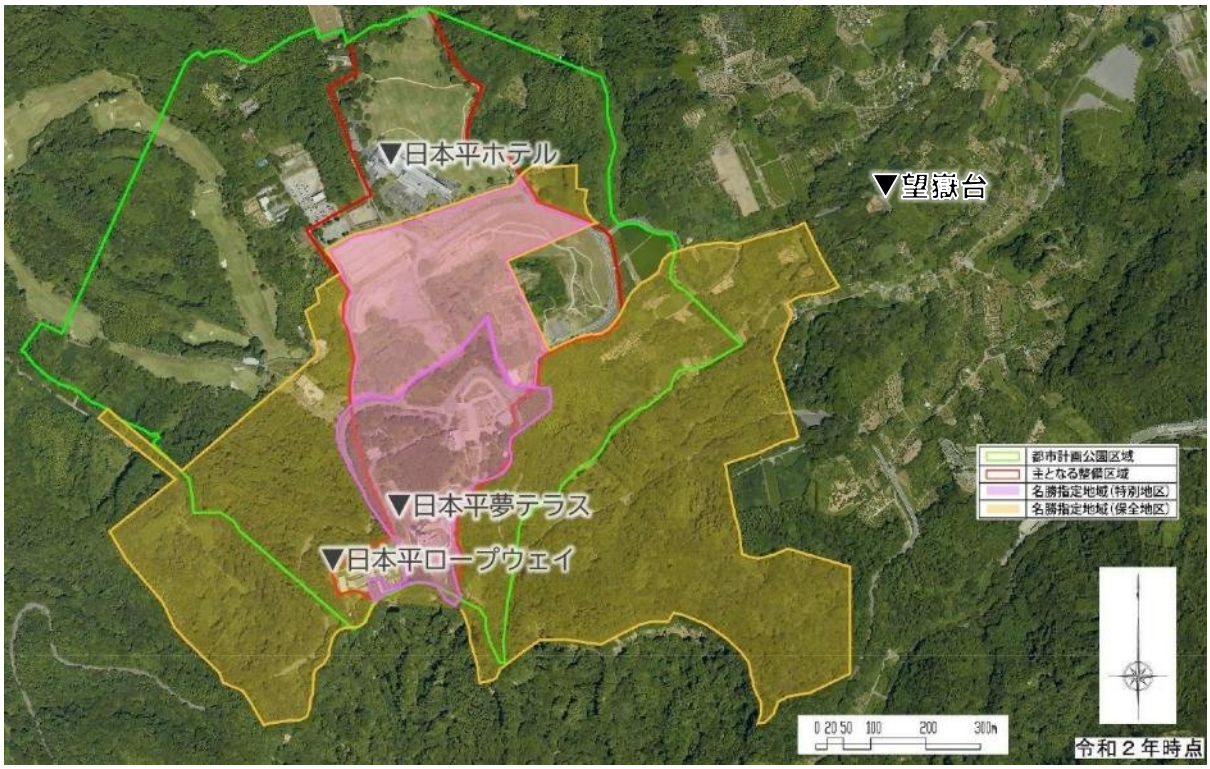
・「特別地区（A 地区）」を「日本平公園基本計画区域」と合わせていく。

（＊民間所有である「日本平ホテル」と静岡鉄道所有「日本平ロープウェイ」の敷地範囲は除く）



【変更前】

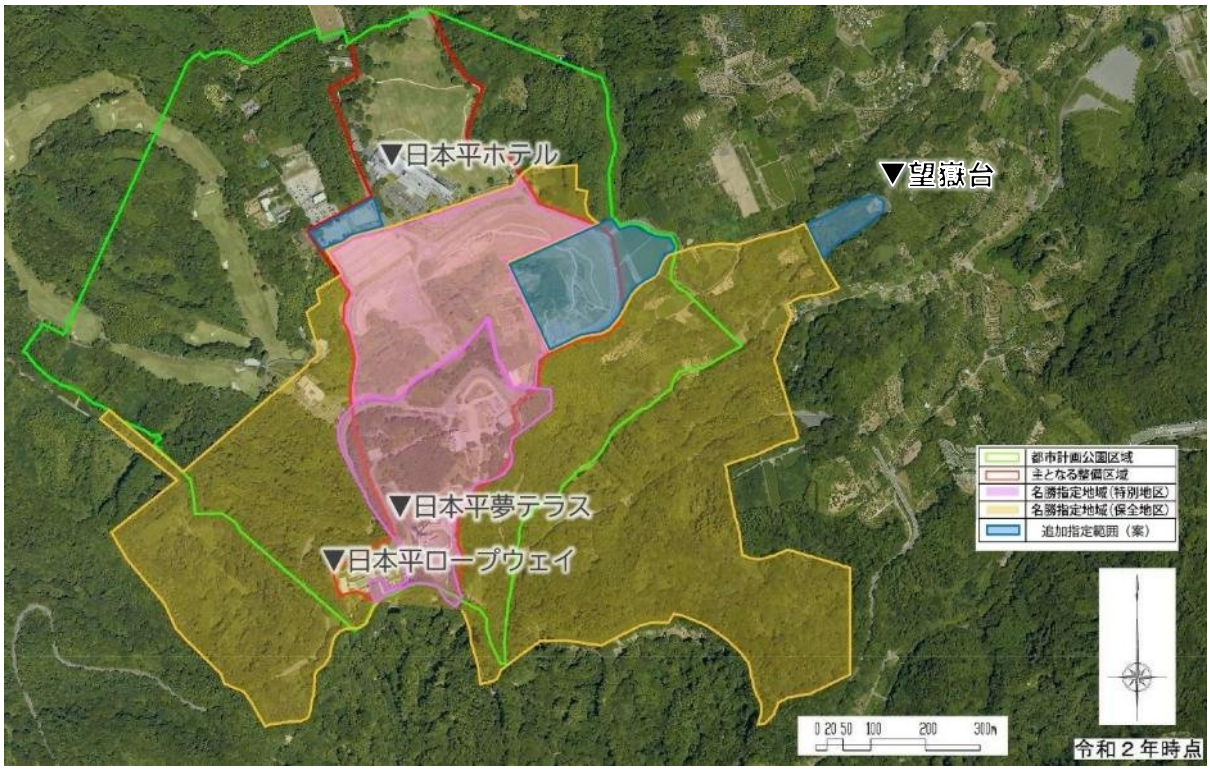
＊名勝日本平保存活用計画策定（2026（令和８）年４月１日）以前



【変更　段階１：規制地区（特別地区Ａ地区）の範囲の拡大】

＊名勝日本平保存活用計画策定（2026（令和８）年４月１日）以降

図７　名勝日本平保存活用計画における名勝指定範囲と規制地区範囲の変更方針（段階１）



【変更　段階２：名勝指定範囲の追加の検討】

＊追加指定には、土地所有者の同意が必要

図８　名勝日本平保存活用計画における名勝指定範囲と規制地区範囲の変更方針（段階２）

（４）計画区域に係る他法令の適用状況

日本平公園の計画区域は、風致地区などの都市計画法に基づく区域、文化財保護法に基づく名勝区域のほか、県立自然公園の区域となっており、各法令の趣旨や規制の内容を踏まえて、文化的な価値の保存や良好な自然環境の保全に配慮した計画とする必要があります。

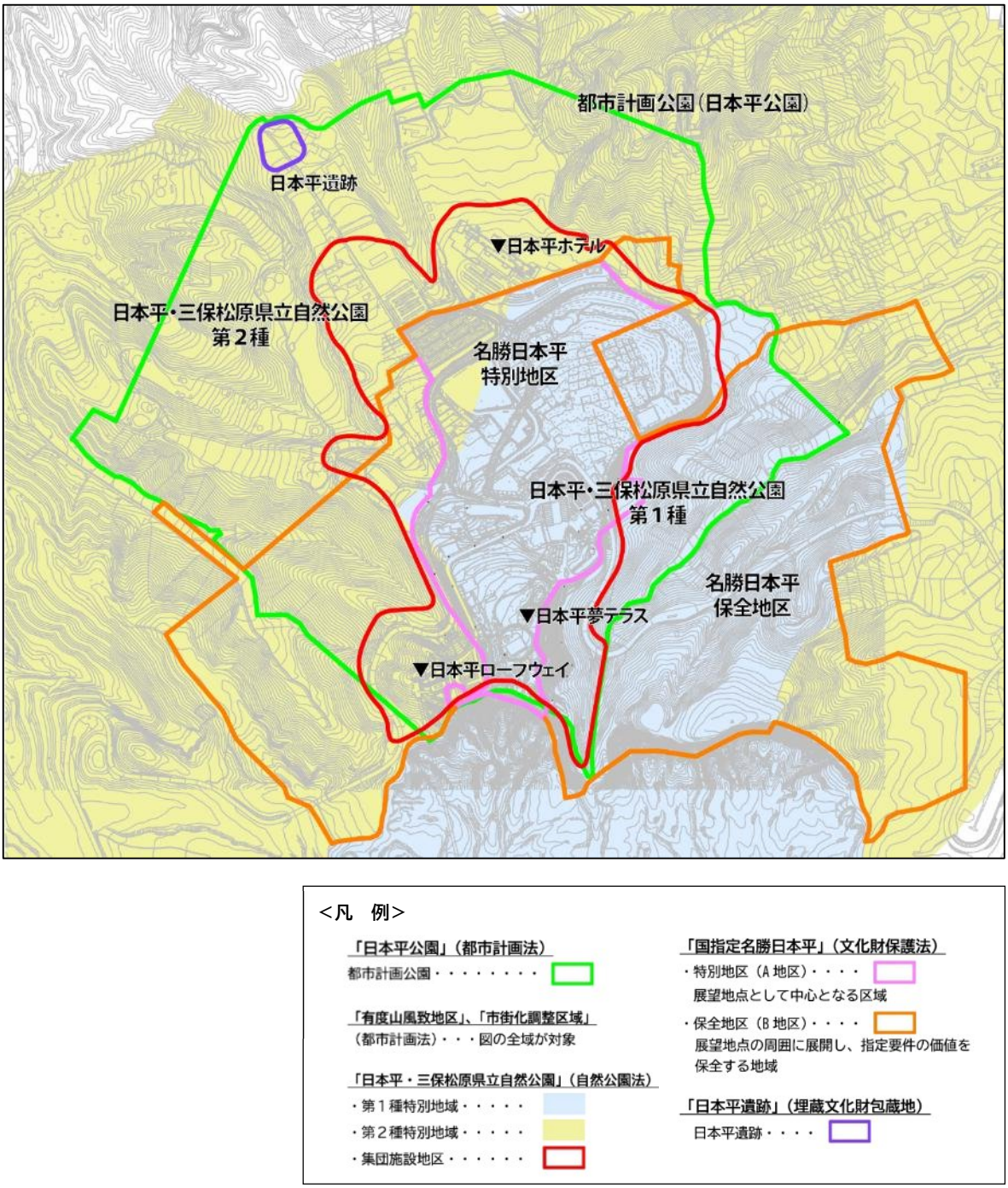


図９　公園計画区域に係る主な他法令の適用状況

表４　公園計画区域に係る主な他法令の規制内容

名　称	規制種類	申請手続き、建築・工作物・区画形質変更等	建築行為に係る規制の概要	指定者
都市計画公園（日本平公園） （都市計画法第 53 条）	都市計画公園 （風致公園）	都市計画施設の区域内等における建築許可申請 （建築確認申請の対象のみ）	3 階建て以下、 容易に移転除去できるもの、主要構造物が木造・鉄骨造・コンクリート造等	静岡市長
市街化調整区域 （都市計画法第 34 条）	市街化調整区域	開発行為許可申請	用途：観光資源その他の資源の有効利用上必要なものなど	静岡市長
有度山風致地区 （静岡市風致地区条例）	第１種 風致地区	風致地区内行為許可申請	高さ 8m 以下、建蔽率 20%以下、 意匠等が地域の風致維持に支障がなく調和がとれていることなど	静岡市長
日本平・三保松原 県立自然公園 （県立自然公園条例）	第１種 特別地域	県立自然公園特別地域内行為許可申請	用途：学術研究その他公益上必要なもの	静岡県知事
	第２種 特別地域	県立自然公園特別地域内行為許可申請	高さ 10m 以下、建蔽率 30%以内、容積率 50%以内等	静岡県知事
（同　公園計画書）	集団施設地区		○対象施設 ・休養・滞在のための宿舎、休憩所及び公衆便所等 ・山頂の眺望を楽しむための展望施設、駐車場及び休憩所等 ・利用者の憩いの場やレクリエーションのための園地等 ・山頂及びその周辺散策のための歩道	
国指定名勝日本平 （文化財保護法）	特別地区	現状変更許可申請 （場合により名勝委員会付議）	以下の現状変更を許容する。 ○許可条項 ・災害防止、人命の安全確保を目的としたもの ・展望を妨げる樹木伐採、修景のための植栽、名勝としての景観・環境を維持回復するもの。 ・都市公園及び自然公園の計画に基づくもの	文化庁長官
	保全地区	現状変更許可申請 （場合により名勝委員会付議）	原則として現状変更は認めない（但し、公益上欠くことのできないもので、他の規制区域では、その意義を失うものを除く） ○許可条項 ・災害防止、人命の安全確保を目的としたもの。 ・名勝としての景観・環境を維持し回復するもので、保存・活用上必要なもの	文化庁長官

（５）来訪者の利用動向

① 年間利用者数

日本平山頂周辺の年間利用者数は、2019（令和元）年度は約 200 万人でしたが、2020（令和２）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により約 150 万人にまで減少しました。2022（令和４）年度は、大河ドラマ「どうする家康」の放送等の影響により一時的に利用者数が増加しましたが、その後は減少の傾向となり、2025（令和７）年度の年間利用者数は約 140 万人でした。

この年間利用者数は、過年度の交通量調査の車種別台数と想定乗車人員数から算出されたもので、このうちの公園利用者数は、2023（令和５）年度の日本平夢テラス周辺のスマートフォンの位置情報データから、約 100 万人と推定されます。

公園の年間利用者数約 100 万人のうち、国内利用者の居住地の割合を整理すると、「静岡県」が 35.9%で最も多く、続いて「愛知県」が 13.4%、「東京都」が 8.7%で、静岡県内からの利用者の 57%が静岡市内からの利用者となっています。

日本平夢テラスの展望施設（建物）の年間利用者数は、開設２年目の 2019（令和元）年度は約 87 万人でしたが、2025（令和７）年度は約 45 万人となり、減少しています。

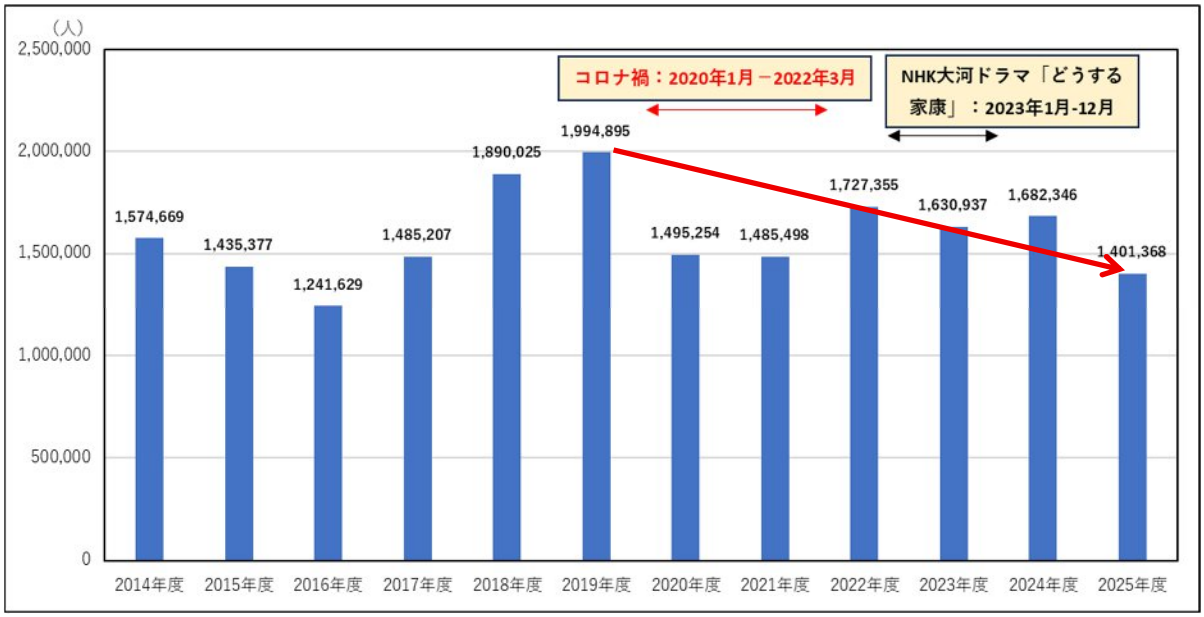


図 10　日本平山頂付近の年間利用者数の推移

② 外国クルーズ船からの利用動向

清水港への外国クルーズ船の寄港回数は、2017（平成 29）年に「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されたことを契機に、これまでの延べ 10 回程度から 31 回にまで増加しました。その後、2020（令和２）年度から 2022（令和４）年度の期間は、新型コロナウィルスの感染拡大の影響により外国船の寄港はありませんでしたが、2023（令和５）年度以降は急激に増加し、2025（令和７）年度は延べ 99 回、2026（令和８）年度は過去最多の寄港回数となる見込みです。

クルーズ船乗客向けの寄港地ツアーは一般的に片道 90 分が上限と言われており、日本平公園は片道 30 分程度で利用しやすい立地となっています。

清水港からのツアーでは、富士山本宮浅間大社や富士山二合目などの富士山周辺地域、三保松原や久能山東照宮などの日本平周辺、静岡市中心部の静岡浅間神社や駿府城公園などの利用が多くなっています。

③ 来訪者へのアンケート調査

日本平公園を含む日本平山頂周辺を利用したことがある方を対象として、WEB アンケートを実施しました。アンケートの実施については、日本平山頂エリアの施設でポスター、チラシ等により周知し、協力を依頼しました。

調査期間　：　2024（令和６）年８月 16 日（金）～　2025（令和７）年１月 31 日（金）
回 答 数　：　564
主な内容　：　居住地、来訪の頻度、交通手段、利用目的、利用した施設、滞在時間
利用の満足度とその理由
改善した方がよいと思う点　等

利用動向の主な内容として、『利用目的』は「風景鑑賞」が 25.4%、次いで「各施設などの散策」が 21.3%、「写真撮影」が 17.0%でした。また、『公園内での滞在時間』は、「1 時間～2 時間」が 38.5%で、次いで、「30 分～1 時間」が 32.8%、「2 時間～3 時間」が 18.3%で、現地調査の状況を踏まえると、1 時間～ 3 時間程度の場合はロープウェイでの移動を含めた久能山東照宮等の利用、1 時間未満の場合は、日本平夢テラス・展望回廊のみの利用と想定され、眺望観賞が主体の短時間の利用が多くなっています。

『利用の満足度』では、『富士山や駿河湾などの眺望』では「満足」「やや満足」の回答合計が 91.8%、『夢テラス・展望回廊』は「満足」「やや満足」の回答合計が 83.2%で、眺望観賞の満足度は高くなっています。一方で、『改善した方がよいと思う点』は、「イベントを増やす」が 13.8%、「観光案内に関する情報をもっと積極的に発信する」が 13.2%、「子供が遊べる施設を充実する」が 13.2%、「雨天時にも映像などで景色を楽しむことができるようにする」が 12.9%で、イベントへの参加や周辺観光地との周遊利用、子供も楽しめる空間づくり等が求められておいます。